

給付型奨学金制度の早期創設を求める意見書

北海道の将来を担う子供たちが、本道の広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと心豊かに成長することは、我々道民全ての願いであります。

そのため、世代を超えて、全ての人たちで若者を支え、家庭の経済状況などにかかわらず、意欲と能力のある全ての若者が質の高い教育を受ける必要があり、我が国の成長・発展と個々人の豊かな人生の二つの価値を実現するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要です。

国においては、本年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう奨学金制度の拡充を図り、そのうち給付型奨学金については、世代内の公平性などを踏まえながら創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図ることとしています。

一方、本道における高校卒業者全体の大学等進学率は70.2%で、全国平均76.8%と比べ6.6ポイント下回る状況にあるほか、現行の貸与型奨学金は、在学中の経済的負担は一時的に軽減されるものの、将来における奨学金返還の負担状況によっては、その後の結婚や出産、住宅購入といった生活設計と資産形成に影響を及ぼしかねず、さらには、出生率の低下までも招きかねないという課題があります。

こうした課題に対応し、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、夢と希望を持って成長していける社会を実現するためには、給付型奨学金の創設を初めとする大学・専門学校等高等教育に関する教育費負担軽減施策の充実・強化が重要です。

よって、国におかれましては、できるだけ多くの若者が給付型奨学金を利用できるよう必要な財源を確保した上で、給付型奨学金制度を早期に創設するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣